

秦野市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱

(令和8年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）第19条の規定により必要な事項を定めるとともに、地域経済の活性化を目的としたOMOTANポイントの付与事業として実施することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 省エネ家電製品 次に掲げる機器をいう。

ア 「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」（平成18年経済産業省告示第258号。次号において「国告示」という。）1-3（1）の規定による多段階評価点が3.0以上のエアコンディショナー

イ 国告示7-3（1）の規定による多段階評価点が3.0以上の電気冷蔵庫

(2) OMOTANコインアプリ 本市及び横浜銀行・フィノバレー共同企業が運営する秦野市電子地域通貨OMOTANコインの利用に関するサービスであるOMOTANコインサービスを受けることができるスマートフォンアプリをいう。

(3) OMOTANポイント OMOTANコインサービスによって付与されるポイントをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 納期の到来している市税を完納している者

(3) 自らが居住する市内の住宅に設置しているエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を新品（未使用）かつ単価が5万円以上の省エネ家電製品に交換

するために、令和8年7月1日から令和9年3月12日までの間に市内の店舗において購入し、かつ、設置する者

- (4) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けていない者

(補助金の交付方法)

第4条 補助金の交付方法は、現金又はOMOTANポイントによるものとし、補助対象者が選択するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、省エネ家電製品に買い換えるために要する経費（設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。第4項において「補助対象経費」という。）の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。この場合において、次に掲げる要件に該当するときは、それぞれに定める額を加算する。

- (1) 市内に本店を有する事業者から購入する場合 10,000円
 - (2) 同一の世帯に属する者全員が、令和8年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割を課されていない者（免除された者を含む。）である場合又は次条に規定する事前審査書の提出の日において、補助対象者の世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている場合 10,000円
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の対象とする省エネ家電製品の台数は、1世帯につき合計2台までとする。
- 4 国又は地方公共団体その他の団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

(補助金の事前審査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の補助金の交付申請をする前に省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査書（第1号様式）を令和8年7月1日から令和9年2月12日までに提出するものとする。

- 2 前項の規定による提出があったときは、補助対象となるか否かについて、省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項の規定により補助対象となるものとして通知を受けた者は、省エネ家電製品への買換え等を行った後、令和9年3月12日までに省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書
- (2) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し(型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。)
- (3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し
- (5) 申請者の振込指定口座通帳の写し(現金での交付を選択した者に限る。)
- (6) その他事業の内容を確認するために必要な書類

(補助金の交付決定)

第8条 前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について速やかに通知するものとする。

(OMOTANポイントによる交付及び加算)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の申請において、申請者がOMOTANポイントによる交付を選択したときは、第5条の規定により算出した補助金の額に5,000円を加算した額に相当するOMOTANポイントをOMOTANコインアプリへの直接チャージにより交付するものとする。

(OMOTANポイントの有効期限)

第10条 前条の規定により交付したOMOTANポイントの有効期限は、令和9年3月22日までとする。

(財産処分の制限期間)

第11条 秦野市補助金交付規則第17条第1項ただし書の市長が認める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して6年とする。

(協力の要請)

第12条 補助金を交付した場合において、必要と認めるときは、その交付の決定を受けた者に対し、本市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査等への協力を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後であっても、第 1 1 条の規定は、この要綱により補助金の交付を受けて買換えをした省エネ家電製品の財産処分の制限期間を経過するまでの間、なお効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

【審査No. _____】

省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

〒
住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

連絡先 _____

補助金の交付を受けたいので、秦野市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出します。

なお、補助金の交付手続に必要な範囲で、秦野市が市税の納付及び住民基本台帳の記録の状況について、調査することに同意します。

申請者の情報		<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である（令和8年度）。 <input type="checkbox"/> 提出日時点で生活保護世帯である。
購入予定の家電製品の情報	機器種類	<input type="checkbox"/> エアコンディショナー <input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫
	メーカー・型番 【多段階評価点】	<input type="checkbox"/> 販売店にて確認 <input type="checkbox"/> 省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/index.html) にて確認 <input type="checkbox"/> エアコンディショナー { _____ } 【 _____ 】 { _____ } 【 _____ 】 <input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫 { _____ } 【 _____ 】 { _____ } 【 _____ 】
	購入予定金額 (税抜き)	【合計】 _____ 円 <hr/> 【内訳】 家電製品価格： _____ 円 ↑ 5万円未満は対象外 設置工事費※： _____ 円 ※未定（見積中）の場合は、記入不要です。
	購入予定店舗名	

点線枠を切り取っていただき、申請書兼請求書（第3号様式）の裏面に貼付してください。

第2号様式（第6条関係）

省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書

令和 年 月 日

申請者： _____ 様
【審査No. _____】

秦野市長 高橋 昌和
(公印・契印省略)

補助金申請の要件を満たしていたため、家電製品の購入及び設置後、令和9年3月12日までに省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）にこの確認書と必要な書類を添付し、市役所まで持参又は郵送してください。

次の要件を満たしていません。（不明な点は、お問合せください。）

住居 納税 期間 省エネ家電製品

その他（ _____ ）

事務担当は、環境共生課脱炭素推進担当です。

電話：82-9618（直通）

(この点線枠内の裏面を糊付けしてください)

2 支払方法（どちらか一方を選択してください）

(1) 現金での交付を希望する場合

振 込 先	金融機関名	銀 行 金 庫 農 協	支店(所)
	口座番号	普 通 当 座	No.
	名義人 フリガナ		

(2) OMOTANポイントでの交付を希望する場合

振 込 先	アカウントナンバー																		
	アプリ登録電話番号																		

【添付書類】

- ・省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書※本様式下部に添付のこと。
- ・省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し
- ・メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- ・特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- ・申請者の振込指定口座通帳（キャッシュカードでも可）の写し（現金交付希望者のみ）
- ・その他事業の内容を確認するために必要な書類

（第2号様式を貼り付けてください）